

岐阜県公報

目 次

監査委員告示

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監 査 委 員)

ページ
一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岐阜県知事等関係機関から包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年十月十三日

岐阜県監査委員	篠	田	徹
岐阜県監査委員	松	岡	正
岐阜県監査委員	山	本	泉
岐阜県監査委員	藤	良	寛
岐阜県監査委員	杉	山	祐
岐阜県監査委員			子

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十九年十月十三日

Ⅰ 平成24年度、平成25年度、平成27年度及び平成28年度
包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成24年度

(単位：件)

特定の事件 (テーク)	措置を講ずべき 部署	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を 講じたもの※1	未措置 A-B-C
学校教育に係る事務の執行及び運営管理について	知事部局	A	B	3	0
	教育委員会			62	0
	計			65	0

※1 教育委員会教育長から平成29年9月22日付け教総第282号で通知があったもの

2 平成25年度

(単位：件)

特定の事件 (テーク)	措置を講ずべき 部署	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を 講じたもの※2	未措置 A-B-C
公有財産等に係る事務の執行	知事部局	A	B	25	1

※2 知事から平成29年9月22日付け行第65号で通知があったもの

3 平成27年度

(単位：件)

特定の事件 (テーク)	措置を講ずべき 部署	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を 講じたもの※3	未措置 A-B-C
指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行	知事部局	A	B	28	0

※3 知事から平成29年9月22日付け行第65号で通知があったもの

4 平成28年度

(単位：件)

特定の事件 (テーク)	措置を講ずべき 部署	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を 講じたもの※4	未措置 A-B-C
産業振興施策に関する事務の執行及び事業の管理	知事部局	A	B	16	1

※4 知事から平成29年9月22日付け行第67号で通知があったもの

Ⅱ 監査結果(指摘)に基づき講じた措置

1 平成24年度(テーク)：学校教育に係る事務の執行及び運営管理について

第1. 岐阜県教育委員会及び教育事務所に関する事項

監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
110	【校舍として利用しなくなった学校施設の今後の利用計画について】 「生徒いきびプラン」において、統合の結果、校舍として利用しなくなった高等学校について、現在その後の利用方針が決まっていない学校が1校ある。 この高等学校は、現在教育資産として使用されていないが、資産保全のために外部の警備会社に委託し、学校施設の警備を行っており、一定の警備費用が発生している。また、敷地内に生える草木を除草するための労務費用が発生するなど、学校管理経費が毎年発生し県費から支出されている。 この高等学校では、直接的な学校管理経費約78万円に加え、学校職員による巡回等が行われている。活用方針が決定されないままに遊休状態となっている高等学校については、このままではコストだけが発生することになるため、利用や処分計画を早急に策定し、当該建物や敷地の有効利用が図られるよう何らかの対策をたてる必要がある。 岐阜県は、活用策が未定の学校施設及び今後の活用策を検討中の学校施設についても、学校としての校舎や敷地の再利用方法だけではなく、社会教育施設や社会体育施設、さらには自然体験交流施設や老人福祉施設などに転用するなど、行政、地域住民、民間企業等とも協働して、あらゆる可能性を考慮した学校施設の利用方法について検討を行っていく必要がある。	【教育総務課】 県立高校の跡地については、利用目的を教育財産以外にも拡大し、民間利用など幅広い選択肢を視野に入れ、知事部局や地元市町村とも連携して活用策を検討してきた結果、旧恵那北高校について、中津川市から北部地域の活性化・定住促進における事業用地(企業立地)として活用するため、当該土地及び建物を時価で取得したいとの申出を受け、市へ売却した。

第2. 県立高等学校及び特別支援学校の収入事務等に関する事項

<p>監査結果 報告書 記載頁 139</p>	<p>結果の内容</p>	<p>左記に基づき講じた措置</p>
<p>【奨学金の滞納整理について】 ①滞納整理に 対する取り組みについて 奨学金の滞納額が毎年増加する近年の状況 に鑑み、岐阜県は滞納整理に対する取組みを より強化する必要がある。 具体的には、岐阜県は債権管理条例の制定 や債権管理マニュアルの見直しをするなどし て、債権管理の一層の適正化を図り、もって 公正かつ円滑な行政運営が図られるよう、 検討を行う必要がある。</p>	<p>【教育財務課】 滞納整理に対する取組みを強化するため 「岐阜県選奨奨学金貸与規則」、「岐阜県 高等学校奨学金貸与規則」、「岐阜県子育て 支援奨学金貸与規則」及び「岐阜県選奨生 奨学金債権管理規定」について所定の改正を行 った。 また、返還者の利便性に配慮し、平成28年 度から「口座振替」制度を導入し、口座振替 可能な金融機関については、現在8行に拡大 した。 さらに、平成28年度から債権回収業務を専 門業者に委託し滞納整理に取り組んでいる。</p>	
<p>141</p>	<p>【奨学金の滞納整理について】 ②延滞金につ いて 監査の結果、奨学金の滞納金額は77,795千 円(1.976倍)であることが確認できた。 ただし、この滞納金額は奨学金元金を指し ており、滞納した場合の延滞金は含まれてい ない。延滞金は、奨学金元金が返還された日 において、延滞期間に基づいて確定する。 各種奨学金貸与規則にもとづいて計算され た延滞金で、平成23年度末時点で未回収のも のは、未確定の延滞金を考慮すると確定した 延滞金と合わせて、合計で5,000万円を超え ることが予想される。岐阜県は、早急に奨学 金元金滞納額77,795千円の滞納整理事務を進 めるとともに、確定した延滞金9,279千円に ついて同レベルで滞納整理を進める必要が ある。</p>	<p>【教育財務課】 延滞金に対する取組みについては、延滞金 未納者に対する催告通知の発送を行い、ま た、「岐阜県選奨奨学金債権管理規定」を 改正し、督促方法を明記した。 なお、平成28年度から、奨学金元金の返還 については債権回収業務を民間事業者に委託 して滞納整理に取り組んでいる。ただ、延滞 金の回収については、地方自治法施行令の規 定により元金以外回収事務を私人へ委託す ることができないため、延滞金も私人委託の 対象とするよう、国に対し要望した。(H28 知事会地方分権・内閣府共同提案)</p>

2 平成25年度（ナーワ：公有財産等に係る事務の執行）

第3 外部監査対象の結果

<p>区分 公有財産の 概要</p>	<p>監査結果 報告書 記載頁 87</p>	<p>結果の内容</p>	<p>左記に基づき講じた措置</p>
<p>【財産区分の見直しの検討不十分】 行政財産の用途廃止は、個別の事象ごと に所管課の意思決定に基づいて行われてお り、現存する施設自体は公用又は公共の用 に利用されていない場合であっても、今後 の所管課による利用の可能性があれば、行 政財産のままで保有されているなど、所 管課への切替の要否の判断において、所 管課による判断の余地が見受けられます。 将来、再び行政財産として使われる可能 性はあるとしても、現に公用又は公共の用 に利用されていないか、確実な利用の予定 が見込まれないのであれば、普通財産とす る必要があります。 (本来の用途で利用されていない行政財 産) ・水質自動測定所(3箇所 環境管理課) ・旧資料置き場(古川土木事務所管理)</p>	<p>【管財課】 未利用の行政財産について は、今後の利用見込みを精査 し、その目的に沿った分類を行 うよう公有財産所管課に文書に より周知徹底をした。 また、毎年度、公有財産の利 用状況について照会を行い、利 用状況の点検を行うよう依頼し ている。</p>	<p>【環境管理課】 水質自動測定所の建屋等につ いては、検討のうえ、平成28年 度までに行政財産の用途を廃止 し、普通財産に切り替える手続 を済ませた。 【建設政策課】 古川土木事務所の旧資料置き 場については、今後の利用見込 みが無いいため、平成25年度中に 用途廃止の手続を行い、普通財 産とした。</p>	

3 平成27年度(フーワ)：指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行

4 指定管理者制度導入施設

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
物品の管理	6 2 8 2 (岐阜県 県民ふれ あい会 館)	【有効活用不能な物品の処分未実施】 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえで、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。	【文化創造課】 平成28年度に備品の現物実査を行い、使用見込みがない備品等について、不用決定及び処分を済ませた。 【新産業・エネルギー振興課】 使用見込みのない遊休物品については、平成28年度に不用決定及び処分を行った。
	6 2 1 0 9 (岐阜県 科学技術 振興セン ター)		【新産業・エネルギー振興課】 使用見込みのない遊休物品については、平成28年度に不用決定及び処分を行った。
	6 2 1 2 2 (セラミ ック・バ ー クMINO)		【地域産業課】 平成28年度の現物実査により不用物品の洗い出しを行い、一覧表を作成し、順次、管理替え、処分等を行った。
	6 2 1 3 9 (花フェ スタ記念 公園)		【都市公園課】 使用見込みのない遊休物品については、平成27年度に不用決定及び処分を行った。
	6 2 1 6 1 (平成記 念公園)		【都市公園課】 使用見込みのない遊休物品については、平成27年度に不用決定及び処分を行った。
物品の現物 確認	8 5 (岐阜県 県民ふれ あい会 館)	【現物実査で突合せできなかった物品の報告未実施】 現物と物品の一覧表との突合せができなかった物品については、「物品の現物実査実施要領」に基づいて、その都度、実査担当者「現物実査結果報告書」により現物実査実施機関の出納員に不突合の事実、原	【文化創造課】 物品の整備調査を行い、物品一覧表の整理を実施した。 不突合となった物品については、「物品の現物実査実施要領」に基づいて、不突合の事実、原因を整理の上、出納員へ報告し、出

事業・資金 区分	9 3 (岐阜県 立 陽 光 園)	【サービスマン別会計単位の未設定】 社会福祉法人会計基準が求める会計区分のうち拠点区分は設けられていますが、指定障害福祉サービスマン事業とその他の事業が一つの会計で管理されているため、会計基準に従ってサービスマン区分を設定することが必要です。	【障害福祉課】 指摘事項について、以下のとおり確認した。 指定管理者は平成28年度中に、一会計で管理していた「指定障害福祉サービスマン事業」と「その他の事業」の実施項目の仕分け作業を行い、事業ごとに分類した。また、新たに制定した「経理規程細則(平成29年4月1日施行)」の中で会計基準に従ったサービスマン区分を設定した。
自主事業の 定義の明確 化と関連収 支の把握	1 0 7 (岐阜県 科学技術 振興セン ター)	【自主事業の位置づけの検討】 岐阜県科学技術振興センターでは、駐車場の借上が実施する自主事業とされているが、自主事業は指定管理業務の範囲外で、自己の責任において行う業務であり、本来、指定管理者としては、収支のバランスを考慮したうえで実施することが必要です。 駐車場の確保は、指定管理業務のために行っているものであり、費用負担のみが発生します。駐車場の借上は、指定管理業務に関連付けて認識すべき事業です。	【新産業・エネルギー振興課】 指摘を踏まえ、科学技術振興センターに必要な駐車場の確保は指定管理者の自主事業ではなく、施設管理業務の範囲内と整理し、次期指定管理期間(平成30年度～平成32年度)においては、県において駐車場の確保を行うことと改めた。
募集要項に おける減免 の定め	1 5 9 (平成記 念公園)	【募集要項における減免要件の記載漏れ】 前指定管理者が減免の対応を行っていたことを踏まえ、新たな指定期間においても減免の対応を行うことが予想されたことから、募集要項において、指定管理者が公益上その他特別の理由があると認める場合には、利用料金を減免することができる旨を示すことが必要です。	【都市公園課】 次期指定管理者の公募に係る募集要項に、「指定管理者が公益上その他特別の理由があると認める場合には、利用料金を減免することができる」旨を記載した。

因について報告し、報告を受けた出納員はその内容を確認し、「〇年度現物実査の結果について」により現物実査実施機関の長に報告を行うことが必要です。

納員から所属長へ報告を行った。

4 平成28年度(テーマ:産業振興施策)に関する事務の執行及び事業の管理)

第4 外部監査の結果一個別的事項一

II 商業・金融課

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
中小企業制度融資貸付金について	44	【岐阜県中小企業資金融資状況報告書の確認状況について】 岐阜県中小企業資金融資状況報告書について、県制度融資の申込み先窓口の金融機関から、もれなく報告を受けているかを確認したところ、ある金融機関からは報告を受けていなかった。県管理データ上、新規融資がなければ報告を求めないことであるが、預託金の計算を正確に行うため、【岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱】に基づき、毎月の報告を、もれなく受け確認すべきである。	要綱に基づき、全ての預託先金融機関より報告を受けるよう徹底し、県信用保証協会からのデータと併せて突き合わせながら、預託金の正確な把握に努めている。

VI 産業技術課

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
岐阜県科学技術振興センター管理委託費について	114	【センターへの立入検査結果の記載について】 本業務の実施状況に関する実地検査を行った際、指定管理者業務実施状況確認表に確認すべき内容を実施した結果を記載する必要があるが、平成28年度第1四半期において、防火管理者の選任について確認された結果を記載すべき適否の記載が無かったため、同確認表を適切に記入する必要がある。	平成28年度第2四半期立入検査以降は、指定管理者業務実施状況確認表の各項目の適否欄の記入漏れがないか確認を徹底している。

VII 新産業振興課(現:新産業・エネルギー振興課)

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
燃料電池自動車普及促進事業費について	128	【(仮称)清流エナジー 水素ステーション(移動式水素供給設備)設置工事」の業者選定について】 燃料電池自動車普及促進事業費補助金の交付事業者は、「(仮称)清流エナジー 水素ステーション(移動式水素供給設備)設置工事」を実施する業者を随意契約により選定し、入札等の報告書には随意契約にした理由が記載されているが、一般競争入札・指名競争入札が適さない理由の記載がない。他にも水素ステーションの設置業者はあるが、平成27年度中に水素ステーションの設置ができない見込みであったことであるので、それについても記載すべきであったと考える。	平成29年度においては、本件補助金の交付事業者が工事等を随意契約により行う際には、事前協議において、随意契約で行う理由について、一般競争や指名競争に適さない理由も含めて確認し、「随意契約時の選定理由書」に適切に記載するよう指導している。
物品処分に係る物品帳簿のメンテナンスについて	140	【物品帳簿のメンテナンスについて】 管理換えされた備品(2点)について、前所属と重複して不用決定の手続がとられていた。出力する物品帳簿の様式で表示されない部分(備考欄)について、現物実査時に異常事項がないかを確認するとともに、他の所属から物品の管理を引き継ぐ際に物品処分の手続を進めていないかどうかを確認すべきである。	今回の不備を踏まえ、今後、物品の現物実査にあたっては、出力する物品帳簿の様式で表示されない部分を含めて異常事項所属から物品の管理を引き継ぐ際に物品処分の手続を進めていないかどうかを確認することを改めて課内で周知徹底を図った。

Ⅸ 株式会社フイ・アール・テクノセンター(併管理：新産業・エネルギー振興課)		
区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容
意思決定機 関について	163	【取締役会の開催期間について】 取締役会は、3箇月に1回以上の開催がなされていない場合があるため、会社法に定められた取締役会の開催頻度を遵守されたい。 【監査役会規則の改正漏れについて】 平成26年に会社法が改正され、監査役等が議案を提出するものとされたが、現時点では会社の監査役会規則は改正されていなかった。会社法の改正があった場合、適時に会社内の規程類の見直しを行う必要がある。
有価証券に ついて	164	【平成27年度末の有価証券の過小計上について】 「金融商品会計に関する実務指針」では、金融資産が市場で取引され、そこで成り立っている価格があれば、原則として当該金融資産には時価として「市場価格に基づく価格」を付さなければならないこと、店頭において取引されている金融資産の市場価格は、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集積し、提供することを目的として組織化された業界団体(例えば日本証券業協会)が公表する価格とすることと記載されており、平成27年度末の有価証券について、本来適用すべき公社債店頭売買参考統計値で時価評価を行った場合、現在の貸借対照表価格は過少計上となる。保有する有価証券の計上価格について、決算仕訳を含む会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って適切に行う必要がある。

固定資産管理について	166	【固定資産の処分手続について】 固定資産の処分手続について、経理規程第26条に対応する手続が実施されていないため、規程に定めている手続を実施すべきである。 【固定資産の棚卸手続について】 経理規程第27条に対応する手続が実施されていないため、規程に定めている手続を実施すべきである。	指摘について社内報告し、固定資産の処分案件が発生した場合は、経理規程第26条に対応する手続の漏れがないよう、改めて周知を図った。
公式サイトについて	169	【公式サイトに記載誤りについて】 公式サイトを閲覧したところ、表記が数年前の古いままとなっているところがあった(2箇所)ので、当該施設の利用を想定する閲覧者が適切に意思決定できるよう、適時に更新する必要がある。	指摘箇所は直ちに修正し、以後、随時更新を行っている。

Ⅹ 情報科学芸術大学院大学			
区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	
附属図書館について	174	【蔵書点検要領の整備について】 蔵書点検については担当者レベルの引き継ぎ文書があるのみで点検要領は定められていない。 蔵書点検の実施水準を一定に保つ必要があるため、蔵書の点検要領を整備すべきと考える。	指摘を踏まえ、蔵書点検の実施水準を一定に保てるよう、点検の頻度や手続等を定めた取扱要領を新たに整備し、運用をはじめた。

Ⅷ 公益財団法人セラミックパーク美濃 (所管課：地域産業課)

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	財産管理について	203	【財産管理規程の整備について】 物品管理については、会計処理規程上の固定資産に関する部分のみとなっており、費用計上された少額物品の管理が明確な規程なく運用されているので、会計上、固定資産に計上されない物品についても適切に管理がなされるよう財産管理規程を整備すべきである。	金銭出納管理について	205	【現金出納帳の正確な帳簿記録について】 現金出納関連証憑と記録の照合を行った結果、売上資料及び銀行入金額と出納帳に記載されている売上記録及び入金記録に不一致が発見された。最終的な期末残高に影響はなかったが、正しい金額に修正する必要がある。適切な管理を行うため、現金出納帳の記録は正確に行う必要がある。	その他	206	【陶芸作家展2015会場設営業務の随意契約について】 会計処理規程上、予定価格が100万円超の場合でも「その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき」に該当する場合には随意契約が可能とされているが、陶芸作家展2015会場設営業務に係る随意契約の理由は、他の業者が当該業務を適切に遂行できない合理的に判断できる点に言及しているものではないことから、当該契約業務の性質又は目的が競争入札に適さないものとまではいえないと考えられる。			左記に基づき講じた措置 会計処理規程について、新たに第6章で物品に関する規定を整備し、「有形固定資産以外の物で、耐用年数1年以上、かつその取得価額が5万円以上で10万円未満の物」を「物品」と定め、適切に管理することとした。 規程上は関連の帳簿は、随時照合する旨の記載にとどまっていたため、新たに要領を制定し、現金取扱時の手続を具体的に定め、毎月、出納責任者が現金出納帳の記載事項を確認することとした。 毎月月末に帳簿残高と実際の現金残高の確認を行う際に、現金種別表を作成し、記録を徹底するなど、管理体制を改めた。 今後、予定価格が100万円超の場合、競争入札を徹底し、特段の事情がある場合にあっては随意契約とする理由を慎重に吟味する。なお、適切な会計処理を行うため、セラミックパーク美濃事務局次長を講師として、契約を中心とした会計全般の研修を職員全員に行った。また、事前のチェック表を作成し、出席者が契約前に確認する形に改めた。
----	--------------------	-------	----------	-----	--	------------	-----	---	-----	-----	---	--	--	--

平成二十九年十月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社